## 区バス・住民バス 制度概要

H30 4 1

	FT : 3-	H30.4.1
.=	区パス	住民バス
運営主体	新潟市(各区役所地域課) ・新潟市(各区)がバス事業者へ運行委託	住民組織   ・地元組織がバス事業者へ運行委託
運営方法	<ul><li>・有償運行(均一または対キロ区間運賃)</li><li>・欠損額を市が負担</li></ul>	<ul><li>※地元,事業者,新潟市の三者協定</li><li>・有償運行(均一または対キロ区間運賃)</li><li>・欠損額を市が支援(地域特性に応じ、運行経費の70~85%を上限)</li><li>※収支率15~30%未満で地元負担発生</li></ul>
導入時期	平成19年4月~	平成17年4月~
運行要件	収支率30%以上を存続要件  ○投資効果の観点から多くの方が利用される区バスとするため、住民バスの補助率を勘案したなかで30%以上の収支率が見込める路線を各区が設定し運行  ※ただし、運行存続の判断にあたっては、地域特性等を考慮した補正を運行経費に加味し、収支率を算定	地域主体の運営団体を組織し、運行計画を作成 (補助基準) ◆補助対象運行日数:365日/年間 ◆補助対象運行便数:70便/週(3,650便/年間) ◆補助率:地域特性を考慮し運行経費の70~85%を上限 ◆その他:事務費助成 経営安定化支援
背景	(背景) ・政令指定都市移行による区制の導入により 運行開始	(背景) ・H14.2;道路運送法改正 規制緩和により路線退出などが容易に ・H15.1;民間バス事業者からの不採算バス路線の廃止申し出
育京		(目的)
目的	(目的) ・区役所への移動など,区制に伴う新たな移動ニーズや区のまちづくりへの対応 →区全体(複数地域を跨るなど)での移動	・バス路線の廃止問題を抱える地域における地域住民の必要最低限の生活交通(病院,通学,買い物等)の確保・廃止地域に限らず公共交通の空白・不便地域における生活交通の確保への対応 ・主に単一地域内の移動
運行状況 【H30年度】	7区・13路線 (社会実験分は除く) ◆北区:太郎代ルート ◆東区:河渡ルート ・牧崎ルート ◆江南区:アスパーク市民病院ルート ◆ 秋葉区:新津駅小須戸循環ルート ◆南区:北部ルート 大鷲ルート 白根・さつき野ルート 東部ルート 東部ルート ・英曽根ルート 佐瀬ルート ・英曽根ルート (※】 ◆西蒲区:中野小屋ルート【※】 ◆西蒲区:中之ロルート 【※】は既存路線バス延伸型 ※社会実験として運行※ ◆東区バス:紫竹・江南ルート ◆南区バス:まちなか循環ルート(ぐるりん号)	11地区・15路線 (社会実験分は除く) ◆(北区)島見町・太郎代地区【※】 ◆(北区)陽光・松浜・濁川地区 ◆(中央区)新潟島地区 ◆(江南区)大江山地区【※】 ◆(江南区)両川地区【※】 ◆(江南区)薄野山・早通地区 ◆(江南区)横越地区 ◆(南区)月潟地区 ◆(西区)内野上新町地区【※】 ◆(西区)か塚・みずき野・四ツ郷屋地区 ◆(西区)坂井輪地区 【※】は既存路線バス延伸型 ※社会実験として運行※ ◆(秋葉区)山の手地区住民バス
備考	・平成27年1月13日:区バス位置情報システム「e区バス」 「e区バス」 6区12ルートで運用(西区除く) ・平成27年度:新たな存続要件の検討を実施	<ul> <li>・平成24年12月:補助金交付要綱制定</li> <li>・平成26年4月:補助金交付要綱改定         (対象便数,事務費,経営安定化方策など)</li> <li>・平成27年4月:補助金交付要綱改定         (地域特性を考慮した補助率を採用)</li> <li>・平成30年4月:補助金交付要綱改定         (出典データ更新に伴う補助率区分表の見直し)</li> </ul>